

### 認定対象要件





分譲住宅団地の名称： kotoco+ 八潮

	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	県 確認欄
(1) 5戸以上の新築戸建て住宅で構成される分譲住宅団地であること。ただし、「ゆとり重視型」が含まれている場合、住戸数はこの限りではない。	・分譲住宅団地の所在地及び地図 埼玉県八潮市大字大曾根502-4, 5, 6, 7, 8, 9, 10, 11  ・分譲住宅団地の規模等の概要 総宅地面積：948.77㎡  ・分譲住宅団地を構成する住宅の数、延べ面積、敷地面積の概要  戸数：8戸 延べ面積：92.89～95.84㎡ 敷地面積：103.46～144.07㎡	○
(2) その他法令等に違反していないこと。	・許可、認定等の年月日及び番号等  1号棟 第SJK-KX215654960号 令和4年3月23日 2号棟 第SJK-KX215654970号 令和4年3月23日 3号棟 第SJK-KX215654980号 令和4年3月23日 4号棟 第SJK-KX215654990号 令和4年3月23日 5号棟 第SJK-KX215655000号 令和4年3月23日 6号棟 第SJK-KX215655010号 令和4年3月23日 7号棟 第SJK-KX215655020号 令和4年3月23日 8号棟 第SJK-KX215655030号 令和4年3月23日	○

※ このシートは、認定概要の公表に使用することがあります。

必須項目



分譲住宅団地の名称： kotoco+ 八潮

1 住宅の広さ	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者 チェック欄	県 確認欄
<p>(1) ゆとり重視型 住宅の延べ面積100㎡以上、 敷地面積110㎡以上 である。</p> <p>(2) 機能重視型 住宅の延べ面積 90㎡以上、 敷地面積 100㎡以上 である。</p>	<p>全8棟中8棟が 住宅の延べ面積90㎡以上（最低延べ面積 92.89㎡） 敷地面積100㎡以上（最低敷地面積 103.46 ㎡）</p>	<p>○</p>	<p>○</p>
2 住宅の仕様	計画の内容（具体的に記載）	申請者 チェック欄	県※ 確認欄
<p>(1) 玄関の土間部分にベビーカーや子どもの 遊び道具などを置くため、概ね1㎡のス ペースを確保している。</p>	<p>玄関土間部分：1.24㎡以上</p> 	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>(2) 子どもへの目線が確保できるよう、対面 形式のオープンキッチンを採用するな ど、キッチンからリビング等にいる子 どもの様子が確認しやすい間取りとなっ ている。</p>	<p>キッチンがリビング空間の一部のような 一体感のあるフルオープン対面キッチンや、 リビングに視線の 向けられるキッチン を採用しています。</p> 	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>(3) 住宅内の階段は、次の全ての基準に適合 していること。ただし、ホームエレベ ータを設置している場合はこの限りでは ない。</p> <p>ア 勾配が22/21以下で、けあげの寸法の2 倍と踏面の寸法の和が550mm以上650mm以 下であり、かつ、踏面の寸法が195mm以 上であること。 ※回り階段の部分においては、踏面の狭 い法の端から300mmの位置における各部 の寸法とする。</p> <p>イ 蹴込みが30mm以下である事。</p> <p>ウ 手すりが踏面の先端からの高さが700mm から900mmまでの位置に設けられてい ること。</p>	<p>住宅内の階段には、連続手すりを装備し、降 り口にフットライト（足元灯）を設置するな ど 安全に配慮した形状になっています。</p> <p>フットライト</p>  <p>テスリ付き階段</p> 	<p>○</p>	<p>○</p>
<p>(4) 日本住宅性能表示基準（平成13年8月14 日国土交通省告示第1346号）別表1の6 -1ホルムアルデヒド対策（内装及び天 井裏等）における等級3を取得してい るか、又は居室内の内装仕上げや居室に係 る天井裏等の下地材等に用いる特定建材 は、その全てにおいて日本工業規格 （JIS）又は日本農業規格（JAS）のF☆ ☆☆表示のある建築材料等（ホルムア ルデヒド発散建築材料に該当しないも の）を用いている。</p>	<p>ホルムアルデヒド対策を行っています。天井 裏の措置と内装の仕上げの部分は全てF☆☆ ☆☆認定品としています。</p>	<p>○</p>	<p>○</p>

※ このシートは、認定概要の公表に使用することがあります。

団地環境の工夫及び整備

分譲住宅団地の名称: kotoco+ 八潮

		計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者 チェック欄	県 確認欄
1 コミュニティの醸成	次に掲げる(1)~(3)の基準のうち、1つ以上に適合していること。			
	(1) 地域の自治会・町内会等が、次に掲げるいずれかの取組を実施している。  ア 子ども参加型イベント等の開催（地域清掃活動、お祭り、運動会など）（入居時に少なくとも1度は実施されるもの）  イ 子どもの見守り活動の実施（防犯パトロール、あいさつ運動、スクールガード等）			
	(2) 分譲事業者または分譲住宅団地を管理する会社が、次に掲げるいずれかの取組を実施している。  ア 分譲住宅の入居者と地域住民とのイベント等の開催（入居時に少なくとも1度は実施されるもの）  イ 子育て支援サービスの提供（ハウスクリーニング、育児用品レンタル等）	<<住民同士のコミュニティの形成>> 入居後に街開きを行い、寄せ植え教室や植栽のお手入れの仕方の助言を行い、地域の方を含めた皆さんの絆づくりのお手伝いをします。 	○	○
	(3) 分譲事業者、団地を管理する会社等が、その他の子育て支援のためのサービス又は事業を実施している。			
2 子育て環境の整備	次に掲げる(1)~(5)の基準のうち、1つ以上に適合していること。			
	(1) 分譲住宅団地内の公園、集会所等を活用した子どもの遊び場の設置			
	(2) 分譲住宅団地内に通学班や保育所・幼稚園送迎のための待合スペースなどの設置			
	(3) 地域住民が主体となった子どもの見守り活動の実施			
	(4) 防犯機器の設置によるタウンセキュリティの実施	灯りのいえなみ協定を締結しています。 明暗センサー付きのLEDガーデンライトにより、灯りによるタウンセキュリティを実施します。 	○	○
(5) その他の子育て支援に関する環境整備の実施				
適合する基準の数 (各項目で1つ以上適合していること)			2	2

※ このシートは、認定概要の公表に使用することがあります。



住宅の仕様

分譲住宅団地の名称： kotoco+ 八潮

項目	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者チェック欄		県 確認欄	
		ゆとり 重視型 <input type="checkbox"/>	機能 重視型 <input checked="" type="checkbox"/>		
1 家族の絆の確保等	(1) 子どもの成長等に合わせた間取り変更などに対応できるよう、スライドドアを採用する等の工夫をしている。				
	(2) 延べ面積の15%以上の面積の収納スペースがある。				
	(3) 子どもが、家族とのコミュニケーションを取りながら学べるよう、リビングやダイニングなどに勉強に利用できるスペースが確保されている。	リビングダイニングの大人の目の届くところに勉強のできるカウンターを設置しています。 		○	○
	(4) リビングなどの家族の集まるスペースを中心とした動線が確保されている。	リビングアクセス階段で、家族が自然に挨拶を交わしてコミュニケーションが深まる工夫をしています。 		○	○
	(5) その他家族の絆を深めるための工夫をしている。	ポタジェを設置し、植物を共に育てることで子供の感性を高め、料理を共に作りコミュニケーションを高める工夫をしています		○	○
2 子どもの安全性確保	(1) 子どもの安全性を確保するため、次に掲げる対策をしている。  ア 衝突時の危険を防止するため、次のいずれかの措置を講じている。 i) 柱の面取り加工や出隅部に角が出ないようにしている。 ii) 扉の反対側にいる人の気配が分かるようになっていいる。 iii) その他の衝突防止の措置を講じている。  イ 不用意な子どもの感電を防止するため、コンセントにカバーを設置する等の工夫している。				
	(2) 子どもが危険な場所（台所、浴室、ランドリーなど）に近寄れないようにするため、進入を防止する建具やチャイルドフェンスなどを設置している又は設置できるように壁裏に下地を施工している。				
	(3) 建具による指の挟み込みを防止するため、指を挟み込みにくい形状のサッシ、ドアの蝶番又はドアクローザーを採用している。	すべての室内ドアに フィンモーション機能を設定。 ゆっくりドアが閉まることで子どもの指挟みを防ぎます。 		○	○
	(4) 1階開口部等への面格子の設置や防犯ガラス又は防犯性の高い施錠設備を採用している。	1階開口部はシャッターを設置し、シャッターのない窓でW：260mm超の開口部サッシは防犯ガラスを採用しています。		○	○
	(5) 警備会社と連携したホームセキュリティシステム等の設備による防犯対策を講じている。または、埼玉県住まいづくり協議会の防犯アドバイザーに登録している者からアドバイスを得ている。				
	(6) その他子どもの安全性の確保のための工夫をしている。				

### 住宅の仕様

分譲住宅団地の名称： kotoco+ 八潮

項目	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者チェック欄		県 確認欄	
		ゆとり 重視型 <input type="checkbox"/>	機能 重視型 <input checked="" type="checkbox"/>		
3 居住 環境 の 確保	(1) 外部への音漏れを軽減するため、サッシ等の外壁側の開口部に日本工業規格 (JIS A 4706) 等級T-1 (25等級線) 以上の材料を使用している。				
	(2) 子育てに必要な情報入手や子どもの学習に活用できるように、各居室にブロードバンドに対応できる設備を有している。				
	(3) 住宅への出入りをスムーズに行えるようにするため、次に掲げる対策をしている。				
	ア 子どもを抱いて出入りしたり、子どもが使用しやすいようにするため、玄関ドアの握り手にレバー型・プッシュプル型を採用している。	玄関ドアの握り手にはレバー型・プッシュプル型を標準で採用しています。 		○	○
	イ 道路から玄関周辺まで段差が無い構造としている。				
(4) 敷地面積の10%以上の広さの緑地を設置している。					
(5) その他子育てに役立つ居住環境対策を行っている。	① 2階フロアの振動が1階に伝わりにくいように、二重床としています。(全戸) ② またぎの高さを抑えた低床タイプのユニットバスを採用しています。(全戸) 		○	○	
<b>適合する基準の数 (各項目で1つ又は2つ以上適合していること)</b>		<b>0</b>	<b>7</b>	<b>7</b>	

※ このシートは、認定概要の公表に使用することがあります。

## 立地

分譲住宅団地の名称: kotoco+ 八潮

項目	計画の内容 (写真・イラスト等を用いるなど、具体的に記載)	申請者 チェック欄	県 確認欄	
1 子育てを 支援する 施設の 状況	(1) 分譲住宅団地の半径1,200m以内の子 育て支援施設※1の数 ・ 5か所以上…3点 ・ 2か所以上5か所未満…2点 ・ 1箇所…1点	小倉あさひ幼稚園・・・170m よつもり保育園・・・510m 花畑桑袋保育園・・・900m 花畑八千代幼稚園・・・1010m おひさま保育園・・・1030m	3	3
	(2) 分譲住宅団地から小学校の距離 ・ 400m未満…3点 ・ 400m以上800m未満…2点 ・ 800m以上1,200m未満…1点	八潮市立大曾根小学校・・・710m	2	2
	(3) 分譲住宅団地から他の教育施設※2 までの距離 ・ 400m未満…3点 ・ 400m以上800m未満…2点 ・ 800m以上1,200m未満…1点	八潮市立大原中学校・・・790m	2	2
	(4) 分譲住宅団地から公園、緑地までの 距離 ・ 400m未満…3点 ・ 400m以上800m未満…2点 ・ 800m以上1,200m未満…1点	大曾根第一幼児公園・・・170m 大曾根第四幼児公園・・・250m 大曾根公園・・・340m 大曾根第二まちかど公園・・・360m	3	3
2 生活関連 施設から の距離	(1) 分譲住宅団地から病院又は診療所※ 3までの距離 ・ 400m未満…3点 ・ 400m以上800m未満…2点 ・ 800m以上1,200m未満…1点	おぐら小児科医院・・・350m 千葉小児科内科医院・・・740m 埼玉回生病院・・・1010m	3	3
	(2) 分譲住宅団地から商店街※4までの 距離 ・ 400m未満…3点 ・ 400m以上800m未満…2点 ・ 800m以上1,200m未満…1点	セイコーマートほしの店・・・100m イオン八潮南店・・・150m ウエルシア八潮大曾根店・・・150m ファミリーマート八潮大曾根店・・・160m	3	3
合計点数(12点以上であること)		16	16	

※「ゆとり重視型」に該当する住戸が全住戸の2分の1以上ある場合は、6点以上とする。

※ このシートは、認定概要の公表に使用することがあります。

注) 各施設までの距離は直線距離とし、分譲住宅団地の敷地の主要な出入口から計測したものとする。

※1 子育て支援施設とは、保育施設、幼稚園、児童館、地域子育て支援センターをいう。

※2 その他の教育施設とは、中学校、図書館、体育施設(学校体育施設を除く)、公民館、美術館その他これらに類するものをいう。

※3 病院又は診療所とは、内科又は小児科の診療が可能なものをいう。

※4 コンビニエンスストア又はスーパーマーケットの場合は1店舗でも該当する。